

(仮訳)

**ロシア連邦大統領令**  
**外国国家の非友好的行動に鑑みた査証関連の対抗措置について**

欧州連合および一連の外国国家、それらの市民、それらの領土内に定住し、または一時的に滞在する無国籍者、これらの国家もしくは欧州連合が発行した渡航文書を所持する者による、ロシア連邦、その市民および法人に対する非友好的行動に対抗するための緊急措置を講じる必要性にもとづいて、下記を決定する。

1. 1995年7月15日付連邦法第101-FZ号「ロシア連邦の国際条約について」第37条第4項にしたがい、以下のロシア連邦の国際条約の条項の効力を停止する：

a) 2006年5月25日付「ロシア連邦および欧州連合の市民に対する査証発行の簡略化に関するロシア連邦と欧州連合との間の協定」：

第4条第1項「a」および「e」、第5条、第1項「a」、第2項「a」および「g」、第6条第3項「b」および「c」、第11条第1項；

第5条第3項 — 第5条第2項「a」および「g」に掲げる者について；

第6条第1項および第7条 — 第4条第1項「a」および「e」、第6条第3項「b」および「c」、ならびに第11条第1項に掲げる者について；

b) 2007年6月8日付「ロシア連邦およびノルウェー王国の市民に対する査証発行の簡略化に関するロシア連邦政府とノルウェー王国政府との間の協定」：

第4条第1項「a」および「e」、第5条第1項「a」、第2項「a」および「g」、第6条第3項「b」および「c」、第11条第1項；

第5条第3項 — 第5条第2項「a」および「g」に掲げる者について；

第6条第1項および第7条 — 第4条第1項「a」および「e」、第6条第3項「b」および「c」、第11条第1項に掲げる者について；

c) 2008年5月27日付「ロシア連邦およびデンマーク王国の市民に対する査証発行の簡略化に関するロシア連邦政府とデンマーク王国政府との間の協定」：

第4条第1項「a」および「e」、第5条第1項「a」、第2項「a」および「g」、第6条第3項「b」および「c」、第11条第1項；

第5条第3項 — 第5条第2項「a」および「g」に掲げる者について；

第6条第1項および第7条 — 第4条第1項「a」および「e」、第6条第3項「b」および「c」、第11条第1項に掲げる者について；

d) 2008年9月24日付「ロシア連邦およびアイスランドの市民に対する査証発行の簡略化に関するロシア連邦政府とアイスランド政府との間の協定」：

第4条第1項「a」および「d」、第5条第1項「a」、第2項「a」および「f」、第6条第3項「b」および「c」、第11条第1項；

第5条第3項 — 第5条第2項「a」および「f」に掲げる者について；

第6条第1項および第7条 — 第4条第1項「a」および「d」、第6条第3項「b」および「c」、第11条第1項に掲げる者について；

e) 2009年9月21日付「ロシア連邦およびスイス連邦の市民に対する査証発行の簡略化に関するロシア連邦政府とスイス連邦政府との間の協定」；

第4条第1項「a」および「e」、第5条第1項「a」、第2項「a」および「g」、第6条第3項「b」および「c」、ならびに第10条第1項；

第5条第3項 — 第5条第2項「a」および「g」に掲げる者について；

第6条第1項および第7条 — 第4条第1項「a」および「e」、第6条第3項「b」および「c」、ならびに第10条第1項に掲げる者について；

f) 2009年11月12日付「ロシア連邦およびリヒテンシュタイン公国の市民に対する査証発行の簡略化に関するロシア連邦政府とリヒテンシュタイン公国政府との間の協定」；

第4条第1項「a」および「e」、第6条第1項「a」、第2項「a」および「g」、第7条第3項「b」および「c」、第11条第1項；

第6条第3項 — 第6条第2項「a」および「g」に掲げる者について；

第7条第1項、第8条 — 第4条第1項「a」および「e」、第7条第3項「b」および「c」、第11条第1項に掲げる者について。

2. ロシア連邦外務省は：

a) 在ロシア連邦欧州連合代表部ならびにノルウェー王国、デンマーク王国、アイスランドおよびスイス連邦の在ロシア連邦大使館に対し、本令第1項が定めるロシア連邦の国際条約の条項の効力停止に関する通告書を送付する；

b) ロシア連邦への入国を不許可とする決定を下す権限を有する連邦行政機関と連携して、ロシア連邦、その市民または法人に対して非友好的行動を実行する外国市民および無国籍者に対するロシア連邦への入国およびロシア連邦における滞在の個人的制限措置を導入する。

3. ロシア連邦政府は、本令第1項が定めるロシア連邦の国際条約の条項の効力停止に関する連邦法の草案をロシア連邦議会国家会議に提出する。

4. 本令はその署名の日から発効する。

ロシア連邦大統領 V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2022年4月4日

第183号